

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年 9 月 3 日政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 5 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 11 月 4 日

横浜市契約事務受任者
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

センター北駅スプリンクラー設備緊急修理工事

2 履行（納品）場所

都筑区中川中央一丁目 1 番 1 号

3 契約日

令和 7 年 8 月 29 日

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 8 月 29 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

5 契約金額

¥1,716,000. — （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥156,000. —）

6 契約の相手方（名称及び所在）

相模サービス株式会社

横浜市南区六ツ川一丁目 788 番地の 5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

センター北駅にて 3 階部の流水検知装置が故障し、動作・警報出力不良であることが判明しました。火災が起きた際、場所を特定することができず、初期消火対応が難しくなり、地下鉄駅舎施設の営業上問題があるため、緊急契約による修理を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該消防設備の年間概算修理委託受託者であり、その構造や不具合の状況を熟知していること、また、社内に確実な工事対応ができる機材確保や作業員配置体制を整えていることから、本工事を最も迅速かつ確実に行うことができる業者であると判断して、上記事業者を契約の相手方としました。

9 所管課

交通局工務部建築課